様式第7号（第6条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　 印

戒 告 書

あなたに対し、　年　月　日付け　第　　号によりあなたが所有者等である下記特定空家等に対する措置を実施するよう命じました。

この命令を　年　月　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、当該措置の内容を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

・特定空家等に対する措置の内容

・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。